（様式１）

守 教 総 第 595 号

令 和 6 年 10 月 18 日

文部科学大臣　殿

守口市長　瀬野　憲一

施設整備計画の事後評価について

学校施設環境改善交付金交付要綱第８に基づき、下記のとおり施設整備計画の目標の達成状況に係る評価（事後評価）の結果を報告します。

１．施設整備計画の名称

守口市公立学校等施設整備計画

２．計画期間

令和４年度～令和５年度（２年間）

（担当）
守口市教育委員会教育総務課
住所：大阪府守口市京阪本通2丁目5番5号
電話：06－6995－3161
メールアドレス：kyosoumu@city.moriguchi.lg.jp
担当：鈴木

（様式2）

3. 事後評価の実施

（1） 実施時期

令和6年10月18日実施

（2） 評価の方法

計画期間経過後に本市ホームページにて公表する。

4. 総合的な所見

施設整備計画は達成できた。
小中学校の屋内運動場の空調及びLED設置工事を実施したことにより、教育環境及び防災機能が向上し、児童生徒等から好感触を得ている。

5. 各目標の達成状況

（1） 老朽化対策を図る整備

【目標の達成状況】　　目標を達成した ／ 達成できなかった

【所見】

(2) 新時代の学びを支える安全・安心な教育環境の確保を図る整備

【目標の達成状況】 目標を達成した ／ 達成できなかった

【所見】

小中学校の屋内運動場に空調設備を整備した。

(3) 教室不足の解消等を図る整備

【目標の達成状況】 目標を達成した ／ 達成できなかった

【所見】

(4) 教育環境の質的な向上を図る整備

【目標の達成状況】 目標を達成した ／ 達成できなかった

【所見】

小中学校の屋内運動場にLED照明設備を整備した。

(5) 施設の特性に配慮した教育環境の充実を図る整備

【目標の達成状況】 目標を達成した ／ 達成できなかった

【所見】

6. 改築後の危険建物等のとりこわし状況

（様式3）

7. 事業ごとの実施状況

学校等の名称	目標	事業区分	整備方針				事業完了年月日	（実施しなかった場合） 未実施の理由・今後の対応予定等	備考 （改築事業は、旧施設のとりこわし時期を明記）
			事業単位	建物区分	構造区分	全事業期間（契約～完成）			
庭窪小学校	(4)	07	大規模改造(教育内容)	屋	R	R5.2～R5.3	R6.3.26		
錦小学校	(4)	07	大規模改造(教育内容)	屋	R	R5.2～R5.3	R6.3.14		
金田小学校	(4)	07	大規模改造(教育内容)	屋	R	R5.2～R5.3	R6.3.26		
梶小学校	(4)	07	大規模改造(教育内容)	屋	R	R5.2～R5.3	R6.3.26		
藤田小学校	(4)	07	大規模改造(教育内容)	屋	R	R5.2～R5.3	R6.3.14		
八雲東小学校	(4)	07	大規模改造(教育内容)	屋	R	R5.2～R5.3	R6.3.14		
佐太小学校	(4)	07	大規模改造(教育内容)	屋	R	R5.2～R5.3	R6.3.26		
第一中学校	(4)	07	大規模改造(教育内容)	屋	R	R5.2～R5.3	R6.2.13		
庭窪中学校	(4)	07	大規模改造(教育内容)	屋	R	R5.2～R5.3	R6.3.14		
梶中学校	(4)	07	大規模改造(教育内容)	屋	R	R5.2～R5.3	R6.3.14		
大久保中学校	(4)	07	大規模改造(教育内容)	屋	R	R5.2～R5.3	R6.3.14		
錦中学校	(4)	07	大規模改造(教育内容)	屋	R	R5.2～R5.3	R6.2.13		
よつば小学校	(2)	07	大規模改造(空調)	屋	－	R5.2～R5.3	R6.2.16		
寺方南小学校	(2)	07	大規模改造(空調)	屋	－	R5.2～R5.3	R6.2.16		
さくら小学校	(2)	07	大規模改造(空調)	屋	－	R5.2～R5.3	R6.2.16		
さつき学園	(2)	07	大規模改造(空調)	屋	－	R5.2～R5.3	R6.2.14		
樟風中学校	(2)	07	大規模改造(空調)	屋	－	R5.2～R5.3	R6.2.14		

（別表）事業区分

項	事業区分（交付要綱別表1より）	事業単位	（参考）
01	構造上危険な状態にある建物の改築	危険改築	
		（財）地震改築	地震財特法（Is値0.3未満）
02	長寿命化改良事業	長寿命化事業	
		予防改修事業	
03	不適格改築	不適格改築	
		（特）地震改築	地震特措法（Is値0.3未満）
		（特）地震改築（特支）	地震特措法（Is値0.3未満）、特別支援学校又は幼稚園
04	津波移転改築	津波移転改築	
05	補強	大規模改造（補強）	
		地震補強	地震特措法（Is値0.3以上）
		（特）地震補強	地震特措法（Is値0.3未満）又は地震財特法（Is値0.3未満）※
		（特）地震補強（特支）	地震特措法（Is値0.3未満）、特別支援学校又は幼稚園
06	大規模改造（老朽）	大規模改造（老朽）	
07	大規模改造（質的整備）	大規模改造（教育内容）	
		大規模改造（トイレ）	
		大規模改造（法令等）	
		大規模改造（スプリンクラー）	
		大規模改造（空調）	
		大規模改造（障害）	
		大規模改造（防犯）	
08	学校統合に伴う既存施設の改修	統合（改修）	
09	屋外教育環境の整備に関する事業	屋外教育環境	屋外運動場、屋外集会、屋外学習
10	木の教育環境の整備に関する事業	木の教育	木の教育環境、専用講堂
11	地域・学校連携施設の整備に関する事業	地域連携（複合型）	
12	へき地学校等の寄宿舎、教職員住宅及び集会室の新増築	へき集、教員宿舎等	寄宿舎、集会室、教員宿舎
13	特別支援学校（幼稚部）の新増築	特支（幼・高）	寄宿舎を含む
14	特別支援学校（高等部）の新増築	特支（幼・高）	
15	特別支援学校の用に供する既存施設の改修	特支（廃校・余裕教室等改修）	
16	奄美高校の増築	中等後期【沖縄・奄美】	
		高校（全日）【沖縄・奄美】	
17	幼稚園の園舎の新増築	幼稚園（幼保こども園含）	
		幼稚園（幼保こども園含）定員引下げ	
18	筑波嵩上げ	小校	
		中校	
		義務校	

※地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）における地震防災緊急事業五箇年計画又は地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和55年法律第63号）における地震対策緊急整備事業計画に基づき、それぞれ実施すること。

項	事業区分（交付要綱別表1より）	事業単位	（参考）
19	公害	公害改築	
		公害（防止）	
20	火山	火山改築	
		公害（降灰）	
21	産業教育施設の整備	一般施設	
		普通科等家庭科	
		専攻科	
		共同利用施設	産業教育共同利用施設
		農業経営者育成	農業経営者育成高等学校拡充整備
		実習船	
22	学校給食施設の新増築	単独校調理場（新増築）	
		共同調理場（新増築）	
23	学校給食施設の改築	単独校調理場（改築）	
		共同調理場（改築）	
24	地域スポーツセンター新改築、改造	スポーツセンター（新改築）	
		スポーツセンター（改造）	
25	地域水泳プールの新改築	屋内スイミング（一般）	
		屋内スイミング（耐震強化）	
		屋内スイミング（浄水型）	
		屋内浄水型水泳プール	
		屋外地域スイミング（浄水型）	
		屋外浄水型水泳プール	
26	地域屋外スポーツセンター新改築	屋外スポーツ（運動場）	
		屋外スポーツ（クラブハウス）	
		屋外スポーツ（照明施設）	
27	地域武道センター新改築	武道センター（柔・剣道場）	
		武道センター（弓道場）	
28	社会体育施設の耐震化	社会体育施設耐震化	構造体の耐震化、建築非構造部材の耐震対策等
29	ラグビー競技を実施できるスポーツ施設の整備に関する事業	ラグビー場(新改築・改修)	
30	社会体育施設の空調設置	社会体育施設（空調）	
31	学校水泳プール（屋外）新改築	学校水泳プール（屋外）	
32	学校水泳プール上屋新改築	学校水泳プール（上屋）	
33	学校水泳プール（屋内）新改築	学校水泳プール（屋内）	
34	学校水泳プール耐震補強	学校水泳プール耐震補強	
35	中学校武道場新改築	中学校武道場（新改築）柔・剣道場等	
		中学校武道場（新改築）弓道場	
36	防災機能の強化に関する事業	防災機能強化	
37	太陽光発電等の整備に関する事業	太陽光発電等	
99	その他	その他	